

春夏
秋冬日歯、保険外併用療
養費の活用を提起

日本歯科医師会は「今後の歯科医療のあり方」について、保険外併用療養費の「有効活用」の目的と効果を、①患者・歯科医師双方から見た治療の選択肢の拡大②被保険者としての、受給権の確保(負担の軽減)③高度、新技術の普及と還元④補綴物の長期使用による、再製作頻度の減少(エビデンスが必要)⑤歯科医院の経営の安定化⑥制度的整合性の確保(混合診療批判からの解放)——として挙げた。保険外併用療養費は、

以前あった特定療養費制度が、規制改革担当大臣と厚生労働大臣との「いわゆる混合診療にかかる大臣合意」(04年12月)に基づいて再編されたものであった。

度では、「先進医療」や「制限回数を超える医療」を根拠から覆し、皆保険制度の根幹である「現物給付原則」を突き崩すことにつながるものと指摘した。

患者負担軽減より保険給付の縮小を招く
協会は「選定療養」の拡大を、日本経団連などの財界による「軽度医療」の保険外しの要求に応えたものとして「歯科に引き移せば、初期う蝕や補綴外しのイメージになる」こと、また患者負担の軽減などが示されているが、「保険外負担が出来る金持ちに限られ、ほとんどの人はこの恩恵を受けることができない」と指摘した。

現物給付を突き崩し
患者の選択肢狭める
「選定療養」にまで「選定療養」が拡大された。

八尾・大阪東・柏原

生協病院と共同で健診

患者とのつながり広げる

協会の東大阪・八尾・柏原地区は13日、東大阪生協病院で歯科健診を実施し、24人が受診した。中西幹夫氏(東大阪市開業)と歯科衛生士2人が出務した。

医療生協かわち野と連携したもので、昨年は主



口腔内をチェックする中西氏＝13日、東大阪市内

に八尾クリニックで開催していたが、今年度は東大阪市の各診療所に場所を移し、人間ドック受診者のうち歯科健診を希望する人に実施する。

中西氏は口腔内チェック後、必要な人には歯科医院への受診を促した。

受診者には、ハブラシのほか、パンフ「より良く食べるはより良く生きる」を配布し、「府の4医療費助成制度削減、精神通院・結核医療無料制度廃止の計画撤回を求める要請書」への署名協力を訴えた。

今後とも同地区では、住民に定期健診・口腔ケアの大切さをアピールし、会員と患者とのつながりを広げて歯科医院への受診を促すため、歯科健診を積極的に関与。

歯科医院の売買ならさくらハウスへ

歯科医院居抜き案件募集

居抜き案件を検討している先生が沢山おられます。売りたい方は是非ご一報を

新築店舗(歯科医院)付き戸建て(フリープラン) 地下鉄新森駅 徒歩3分、内環状線沿い(25m)

毎月122,956円(金利1.85)

ボーナス払い無し 頭金 0円
1階店舗 2階、洋室6、LDK8、風呂、トイレ
3階、洋室7帖 6帖 4.75帖



売買物件募集中

(有)さくらハウス

大阪市城東区東中浜1-12-15 TEL 06-6170-8880 FAX 06-6170-8980

大阪府知事免許(02)043403号 担当：平石

新点数の疑義解釈 その3

(一部抜粋)

厚生労働省保険局医療課
事務連絡(平成20年7月10日)

【医学管理】
(問1) 医学管理料等に
係る患者への提供文書に

つては、平成18年4月24日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により、「指導管理料等の算定に際し、患者に対し文書により情報提供する項目及び内容と診療録に記載する項目及び内容が同様のものであり、患者への情報提供文書が患者にとってわかりやすいものであり、かつ診療録に求められる歯科医学的な水準を満たす場合において、患者に交付した情報提供文書の写しを診療録へ添付することにより算定して差し支えない。」との取扱いとなっているところであるが、歯科疾患管理料及び新製有床義歯管理料についても、同

様の取扱いであると考え、差し支えないか。
(答) 差し支えない。
(問2) 「CKダツリ」病名において、再装着で治療が終了する場合は、歯科疾患管理料を算定できるか。
(答) 算定要件を満たさないことから、算定できない。

にかかる在宅患者等急性歯科疾患対応加算は具体的な処置等がない場合であっても、切削器具及びその周辺装置を常時携帯している場合は算定できるのか。
(答) そのとおり。

【画像診断】
(問5) 平成20年5月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成20年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」において、留意事項通知の別添2「歯科診療報酬点数表に関する事項の第2章第4部「画像診断」の通則3及び4が訂正となっているが、これはデジタル映像化処理加算を算定した場合であっても、

必要があってフィルムにプリントアウトした場合には、フィルムの費用は別に算定できるものと考えてよいか。
(答) そのとおり。

【処置】
(問6) 非侵襲性歯髄覆罩の開始時において、必要があって、齶蝕処置を行った場合に、それぞれの費用を算定して差し支えないか。
(答) 差し支えない。

(問8) 平成20年度歯科診療報酬改定において、歯周疾患処置の対象として、「歯周疾患による急性症状時に症状の緩和を目的として、歯周ポケット内への薬剤注入を行った場合」が追加されたが、例えば、歯周疾患による急性症状により来院した患者に対して、初診当日や2回目等において、必要があって薬事法上の用法等を踏まえて、特定薬剤を用いた場合には、使用量にかかわらず、歯周疾患処置を算定しても差し支えないか。
(答) 差し支えない。

【歯科矯正】
(問10) 保険診療において、歯科矯正に係る歯科矯正セファログラムと歯科パノラマ断層撮影を異なる診断目的(診断対象となる疾患が異なる場合等)により行った場合の診断料は、それぞれの所定点数を算定する取扱いであるが、歯科矯正に係る一連の画像診断として、歯科矯正セファログラムと同じ目的で行った場合の診断料は、50/100で算定するののか。
(答) 必要があって薬事法上の用法等を踏まえて、特定薬剤を用いた場合には、使用量にかかわらず、歯周疾患処置を算定しても差し支えないか。
(答) 差し支えない。

【診療報酬明細書関係】
(問13) 顎運動関連検査を算定する際は、診療報酬明細書の検査の「その他」欄に記載して差し支えないか。
(答) 差し支えない。

【診療報酬明細書関係】
(問14) 接着ブリッジ支台歯に係る歯冠形成又は铸造歯冠修復を算定する際は、診療報酬明細書の歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に支台歯の部位及び接着冠を記載することとなっているが、「その他」欄への記載が困難な場合は、「摘要」欄に記載して差し支えないか。
(答) 差し支えない。